

第5章 Q & A

NPO法人の設立、管理運営等に関するQ & A

第1章 制度概要

- (問1) NPO法人格を取得した場合の義務としてはどのようなものがありますか。
- (問2) どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。
- (問3) 政令市の区域内にのみ事務所を置いており、県内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。
- (問4) 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。
- (問5) 現行NPO法におけるNPO法人の政治活動等に関する規定にはどのようなものがありますか。
- (問6) NPO法人として政策提言活動をしたり、特定の法律案に対して反対する、あるいは、こういう法律を作ってもらいたいという提案をNPO法人が行うことは問題ないのですか。

第2章 法人の認証・設立について

- (問7) どのような事項を登記するのですか。
- (問8) 社員がかなりの人数（1,000人以上）いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。
- (問9) 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。
- (問10) 申請者以外が申請書等の書類の作成等を行うことについて、行政書士以外の者でも行うことが可能ですか。
- (問11) 縦覧の開始後1週間が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。
- (問12) 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。
- (問13) 設立の登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。
- (問14) 設立の登記の後に行うべきことはありますか。
- (問15) 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。
- (問16) 定款等については、事務所に備え置く必要はないのですか。
- (問17) 定款等については、毎年提出する必要はないのですか。
- (問18) 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。
- (問19) 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の手続と提出書類はどうなっていますか。

- (問20) 所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更（認証を要する事項の場合）の手続と提出書類は何ですか。
- (問21) 定款変更に際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。
- (問22) 定款を変更する際、所轄庁への届出で足りる事項と所轄庁の認証を要する事項とが混在する場合、その変更の効力が発生するのはいつになるのですか。
- (問23) NPO法人の社員は一人一票の表決権を持っていると思いますが、これを変えることはできますか。
- (問24) 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。
- (問25) 「代表権を有する者」とは、理事全員のことでですか。それとも、理事長等理事の代表者のことでですか。
- (問26) 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。
- (問27) 代表権のない理事が、法人の名で行った行為については、法人は責任を負う必要があるのですか。
- (問28) 役員を変更する場合どのような手続が必要ですか。
- (問29) 特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。
- (問30) 法第16条の規定により定款をもって理事長以外の理事の代表権の制限をし、登記にもそれを反映させていても、定款の規定に「理事長に事故あるとき又は欠けたときは副理事長がその職務を代行する」という規定を設けていれば、代表理事の利益相反案件に関する代表権者として副理事長等が契約等を締結することは可能ですか。
- (問31) 法人の理事長が所有する不動産を法人が賃借する場合、この賃貸借契約を法人の代表として当該理事長が締結する場合は利益相反行為に当たりますか。
- (問32) 理事長などの特別職にある者が、事務局の職員を兼務し、職員としての労働の対価を受け取った場合、その対価は役員報酬とみなされるのでしょうか。
- (問33) NPO法人が株式会社の株主となることは、法第2条の営利を目的としないものという規定に反する行為に当たりますか。
- (問34) 「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。
- (問35) その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。
- (問36) 区分經理を行わなければならないのはどのような場合ですか。
- (問37) 計算書類に「基金」を計上する場合、どのような勘定科目として取り扱えばよいのですか。
- (問38) NPO法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。
- (問39) 事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。
- (問40) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。

- (問41) 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。
- (問42) 閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。
- (問43) 法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。
- (問44) 貸借対照表の公告について、どの程度の期間、公告が必要ですか。
- (問45) 貸借対照表の公告方法について、定款ではどの程度まで具体的に定める必要がありますか。
- (問46) 貸借対照表の公告方法について、定款では①～④のうち、複数の手段を定めることはできますか。
- (問47) 貸借対照表の公告の方法のうち、電子公告（法第28条の2第1項第3号、法規第3条の2第1項）とはどのようなものですか。
- (問48) 電子公告の方法として、LINEを使用する方法は含まれますか。
- (問49) NPO法人の貸借対照表については、事業報告書等提出時に諸書類とともに所轄庁に提出され、事業報告書等を所轄庁のホームページで掲載しています。このホームページへの掲載完了または所轄庁から内閣府ポータルサイトへの掲載完了をもって電子公告を実施したとすることは可能ですか。
- (問50) 貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを他の公告事項とは別の方法とすることを定款で記載できますか。
- (問51) 法第28条の2第1項第4号を選択した場合、「主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示」とはどのような場所に掲示すればいいですか。
- (問52) 貸借対照表の「要旨」とはどのようなものを指すのですか。
- (問53) 自主解散をしたいのですが、役員や社員が集まらず、解散に関する理事会及び総会の開催が困難である法人は、どのようにすれば解散することができますか。
- (問54) 合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。
- (問55) 法第35条第1項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるものですか。
- (問56) 合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。
- (問57) 合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。

第3章 改正内容（令和2年改正）

- (問58) 令和2年の法改正はどのようなものですか。
- (問59) 令和2年の法改正はいつから施行され、いつから適用されますか。
- (問60) 定款の変更や、合併の申請の際の縦覧期間も短縮されますか。

第4章 認定について

- (問61) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。
- (問62) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。
- (問63) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。
- (問64) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。

第5章 関連情報

- (問65) 所轄庁によっては役員名簿の変更の際に住民票の写しを添付するよう求められることがあります。個人番号(マイナンバー)入りの住民票の写しを提出した場合、個人番号は公開されますか。
- (問66) 社会保障・税番号制度に関する問い合わせ先はどこですか。

第1章 制度概要

(問1) NPO 法人格を取得した場合の義務としてはどのようなものがありますか。

(答) 法人は法律・定款で定められた範囲で権利義務を負うこととなりますので、法の規定に従う必要があります。

例えば、毎事業年度の定期的なものとしては、事業報告書等の事務所での備置き、所轄庁への提出等行う必要があります。また、税金の関係では、法人税法に規定された収益事業から生じる所得に対して、国税である法人税や地方税である法人住民税(法人税割)、事業税が課税されます。なお、法人住民税(均等割)は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

(問2) どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。

(答) 法律の別表には、20の活動分野が列挙され、それらの活動に該当しないと特定非営利活動とはみなされません。その意味で、20の活動分野は限定的に列挙されています。

これらの20の活動の一つ一つの意味(定義)は、法律には書かれていませんので、その言葉を解釈するためには、他の法令における使用例等を参考にしつつ、社会通念つまり常識に従って判断することになります。

一方、活動分野については、「多様な特定非営利活動を含むように広く運用すること」が立法当時の衆議院内閣委員会で決議されていますので、社会通念の許す範囲でできるだけ柔軟な解釈をとることが求められているといえるでしょう。

したがって、どのような活動が20の活動に含まれ、また、逆に含まれないのかについては、それぞれの所轄庁が、他の法令における使用例、社会通念等に従いながら幅広く判断することとなります。

(問3) 政令市の区域内にのみ事務所を置いており、県内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。

(答) 法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。所轄庁は主たる事務所の所在地で判断され、活動の場所は所轄庁の決定の要素とはならないので、この場合は政令市となります。

(問4) 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。

(答) 法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。海外に事務所を置いている団体についても、日本国内の事務所の所在地で所轄庁を決めることとなりますので、主たる事務所の所在地で判断することとなります。

(問5) 現行NPO法におけるNPO法人の政治活動等に関する規定にはどのようなものがありますか。

(答) 1. NPO法人は、法第2条2項2号において、その行う活動が、

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することが主たる目的とするものでないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

とされています。

したがって、(1) 及び(2) については、主たる目的とするものでなければ、それらの活動を行うことも可能とされています。(3) については、例え、従たる目的であっても行うことはできません。NPO 法人による政治家に対する個人批判については、その内容、時期、方法等によっては、この規定に違反することになるので注意が必要です。

2. これに対して、認定 NPO 法人等については、法第 45 条 1 項 4 号において

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。といった活動を行っていないこととされています。

このように、認定 NPO 法人等について、一般の NPO 法人に比べて、より厳格な宗教的及び政治的中立性を求めています。

3. したがって、一般の NPO 法人であれば、「目的とするもので」なければ結果として特定の公職の候補者の推薦等とみなされてしまう「活動を行う」ことまでは否定されていませんが、認定 NPO 法人については、「目的」に関わらず、それにつながるような「活動を一切行わない」こととされているので留意が必要です。

(問 6) NPO 法人として政策提言活動をしたり、特定の法律案に対して反対する、あるいは、こういう法律を作ってもらいたいという提案を NPO 法人が行うことは問題ないのですか。

(答) 法第 2 条 2 項 2 号、第 45 条 1 項 4 号で、NPO 法人が禁止されているのは、「政治上の主義の推進」であって、政策提言活動等は含まれていません。

認定基準に掲げている「政治上の主義」とは、〇〇主義といわれるような、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を指すと解されるので、例えば、自然保護あるいは老人福祉対策といった具体的な政策提言型の NPO 法人の活動については、政治によって具体的な政策を実現しようとするものであり、政治上の主義の推進には当たりません。

第 2 章 認証について

(問 7) どのような事項を登記するのですか。

(答) 登記する事項は次のとおりです (組登令 2②)。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

(問8) 社員がかなりの人数(1,000人以上)いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。

(答) この法律では、定款変更、解散及び合併については、総会で決議することが必要とされていますので、社員の数がいかに多くとも、これらの事項の決定を理事会等に委任することはできません。

また、NPO法人は、毎年1回必ず通常総会を開催することが義務付けられていますので、総会の開催を省略することもできません。

しかし、総会の議決の方法としては、書面による方法や代理人による方法、さらには書面による表決に代えて電磁的方法も認められていますので、社員数の多い法人の場合は、これらの方法を活用して円滑な運営を行うことが期待されます。

また、総会の定足数は定款で自由に定めることができますので、その団体の運営に適した定足数を定める方法もあります。

(問9) 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。

(答) 登記申請書の具体的な記載事項は、次の7項目です(組合等登記令第25条において準用する商業登記法第17条)。

- ① 申請人の氏名及び住所
- ② 代理人によって申請するときは、その氏名及び住所
- ③ 登記の事由
- ④ 登記すべき事項(登記所備え付けの書面に記載し、別紙として添付する。)
- ⑤ 所轄庁の許可(認証)書の到達した年月日
- ⑥ 申請年月日
- ⑦ 登記所の表示(〇〇法務局等)

申請の記載は、横書きにしなくてはならず、また、申請書が2枚以上になる場合は、申請人は、各紙のつづり目に契印を押さなければなりません(各種法人等登記規則(昭和39年法務省令第46号)第5条において準用する商業登記規則第35条)。申請書の記載方法は、登記所の窓口にお問い合わせください。

次に、申請書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 定款(組登令16②)
- ② 代表権を有する者の資格を証する書面(組登令16②)
- ③ 設立認証の謄本(組合等登記令第25条において準用される商業登記法第19条)

具体的には、設立認証書の写しが該当します。なお、登記の申請書に押印すべき者(成立時の法人の代表者、一般的には理事長)は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなくてはなりません(組登令第25条において準用される商業登記法第20条)

(問10) 申請者以外が申請書等の書類の作成等を行うことについて、行政書士以外の者でも行うことが可能ですか。

(答) 他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する申請書等の書類(電磁的記録を含む。)を作成することができるのは行政書士に限られます。ただし、申請書等の書類の提出手続きの代理や申請書等の作成につき相談に応じることは行政書士以外の者でも可能です。(行政書士法第1条の2、第1条の3)

(問11) 縦覧の開始後1週間が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。

(答) 法第10条第3項の規定に基づく申請者からの補正については、1週間経過後の補正はいかなる場合

も認められません。

なお、行政手続法上、申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、所轄庁において職権で補正することもできるとされています。

(問 12) 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。

(答) 法第 10 条第 3 項の規定により、申請者からは「都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り」補正することができます。何を軽微な不備とするかについて、県条例では、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものと定めています。

(問 13) 設立の登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。

(答) 組合等登記令第 2 条第 1 項の規定により、設立の認証の通知があった日から 2 週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。

また、法第 13 条第 3 項の規定により、設立の認証があった日から 6 カ月を経過しても登記をしないときには、所轄庁により設立の認証を取り消されることがあります。

(問 14) 設立の登記の後に行うべきことはありますか。

(答) 設立の登記によって法人として成立したことになりますが、これに加え登記をしたことを証する登記事項証明書及び設立当初の財産目録を添えて、所轄庁に届け出る必要があります(法 13②)。

(問 15) 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。

(答) 社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらない場合もあると考えられます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決まるものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになります。社員を最小行政単位である市(区)町村在住者に限ることは、通常、「不当な条件」には当たらないものと考えられます。しかし、例えば△△丁目といった極めて限定された地域の住民以外の者が社員として加入することを一切拒否するのであれば、実質的に共益的・親睦会的な団体運営を意図するものとして、「不当な条件」とならざるを得ないでしょう。

このため、例えば「この法人の活動に賛同し、かつ常時活動に参加できる者」といった規定のように、地域に在住する者を念頭に置きながらも、法人の活動に賛同する者や積極的に活動へ参画できる他地域在住者の参加の余地を残しておくことが望ましいと考えられます。具体的には、定款上、

- ・ 〇〇市△△中心市街地の活性化を目的とし、まちづくり全般に関する事業を行うことを事業内容とする法人が、社員に対し、「まちづくりに関わる業務又は、当法人の事業に、自ら率先し積極的に参加できるもの」という条件を付している例
- ・ 〇〇町の活性化を目的に活動する法人が、社員に対し、「この法人の目的に賛同し、その活動に関与して主体的に推進する意思を有する者」かつ「個人の利益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行えること」等の条件を付している例

について、所轄庁において認証している例があり、このような形で会員資格を市町村の区域よりも狭い地域の住民に実質的に限定することは、一般論として許容されるものと考えられます。

なお、社員の資格の地域性の問題とは別に、その団体の主たる目的たる活動である「特定非営利

活動」は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」ことでなければならないので、誰でもが会員になれないような条件を付した会員の互助的な活動は「特定非営利活動」に当たらないものであることに留意する必要があります。

(問 16) 定款等については、事務所に備え置く必要はないのですか。

(答) 定款並びに認証及び登記に関する書類の写しについては、法第 28 条第 2 項の規定により、事務所に備え置くことが義務付けられています。

(問 17) 定款等については、毎年提出する必要はないのですか。

(答) 法第 29 条で NPO 法人に所轄庁に対する提出義務が課されている書類は法第 28 条第 1 項で規定されている「事業報告書等」ですので、定款等については毎年提出する義務はありません。

(問 18) 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。

(答) 「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」などの定めが考えられます。また、誤解等を避けるため、「理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない」という規定を置くことが望ましいと考えられます。

(問 19) 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の手續と提出書類はどうなっていますか。

(答) 所轄庁の変更を伴う場合とは、例えば、ある指定都市にのみ事務所を有する法人（所轄庁は当該指定都市の長）が当該指定都市外に事務所を増設した場合（所轄庁は当該指定都市が所在する道府県知事に変更される）や、東京都にのみ事務所を有する法人が神奈川県に事務所を移設した場合（所轄庁は神奈川県知事）ですが、このような場合には、法人は、変更前の所轄庁を経由して、変更後の所轄庁に認証申請書を提出します（法 26①）。

定款変更の認証を行うのは変更後の所轄庁ですので、申請書の様式や部数などについては、変更後の所轄庁の定めに従う必要があります。

提出する書類は、次のとおりです（法 25④、26②）。

- ① 定款変更認証申請書
- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ③ 変更後の定款
- ④ 役員名簿（最新のもの）
- ⑤ 次の事項に関する確認書
 - ア 法人の活動が宗教活動を主たる目的とするものでないこと（法 2②二イ）
 - イ 法人の活動が政治上の主義の推進等を主たる目的とするものでないこと（法 2②二ロ）
 - ウ 法人の活動が公職の候補者等の推薦等を目的とするものでないこと（法 2②二ハ）
 - エ 法人が暴力団そのものでなく、また、暴力団等の統制下でないこと（法 12①三）
- ⑥ 直近の事業報告書
- ⑦ 直近の活動計算書
- ⑧ 直近の貸借対照表
- ⑨ 直近の財産目録
- ⑩ 年間役員名簿
- ⑪ 直近の事業年度末実における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
なお、⑦、⑧及び⑨については、設立又は合併の直後で、事業報告書等を作成するまでの間は、設立

当初又は合併時及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書、設立当初又は合併時の財産目録で代替することが可能とされています。

認証後の手続は、所轄庁の変更を伴わない場合と同様です。

(問 20) 所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更（認証を要する事項の場合）の手続と提出書類は何ですか。

(答) 所轄庁の変更を伴わない場合には、社員総会で議決した後、所轄庁に定款変更の認証申請書を提出します。

提出する書類は、次のとおりです（法 25④）。

- ① 定款変更認証申請書
- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ③ 変更後の定款

申請を受理した所轄庁は、設立認証と同様に、申請があった旨等をインターネットの利用により公表し、定款等を受理した日から2週間縦覧に供し、縦覧期間経過後2カ月以内に、認証又は不認証の決定を行う必要があります（法 25⑤）。

定款変更については、認証を受けた段階で効力を有することとなります。ただし、変更された事項に登記事項が含まれている場合、事務所の所在地の変更などは、登記を変更することが必要となります。登記しないと、それを第三者に対抗することができません。変更の登記は、主たる事務所の所在地において定款変更の認証を受けてから2週間以内に行う必要があります（組登令3第①）。

(問 21) 定款変更の際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。

(答) 定款を変更するためには、所轄庁の認証を受けなければなりません。次のような事項については、社員総会での議決後、所轄庁にその内容を届け出るだけでよく、所轄庁の認証は必要ありません（法 25③）。

- ① 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更

所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更とは、例えば、千葉市内にしか事務所を持たない法人（所轄庁は千葉市長）が、同じ市内に事務所を増設した場合や、神奈川県に主たる事務所を有する法人（所轄庁は神奈川県知事）が、埼玉県に事務所を増設した場合などです。

- ② 役員の数に係るもの
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項
- ⑤ 事業年度
- ⑥ 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項
- ⑦ 公告の方法に関する事項
- ⑧ 法第 11 条第 1 項各号にない事項（職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項、合併に関する事項等）

これらの届出だけで変更できる事項に関しては定款の変更を決定した時点で効力が発生します。ただし、登記事項に該当する事項（具体的には事務所の所在地の変更）については、主たる事務所の所在地において登記の変更をしなくてはなりませんので、注意が必要です。

(問 22) 定款を変更する際、所轄庁への届出で足りる事項と所轄庁の認証を要する事項とが混在する場合、その変更の効力が発生するのはいつになるのですか。

(答) 届出事項と認証事項が混在する定款変更を行う場合、所轄庁へは、変更届出書と変更認証申請書

を別々に提出しても、変更認証申請書としてまとめて提出してもどちらでも構いません。

ただし、その変更の効力発生日は前者と後者では異なり、前者の場合、届出事項は総会決議された日、認証事項は認証を受けた日となりますが、後者の場合は、認証申請された定款全体を認証することから、届出事項を含めてその認証を受けた日となります。

このため、届出事項について定款の効力を直ぐに生じさせたい場合には、まず定款変更届出書を提出し、その後、当該届出項目以外について認証申請をすることになります。

(問 23) NPO 法人の社員は一人一票の表決権を持っていると思いますが、これを変えることはできますか。

(答) NPO 法人の民主的な運営を確保する観点から、社員の表決権は原則として平等とされています。(法 14 の 7①)

ただし、認証NPO法人については、法第 14 条の 7 第 1 項の規定は、同法同条第 4 項により、定款で別段の定めがある場合には、適用しないこととされており、表決権については、定款で定めれば平等でないこととすることができます。

したがって、不平等が極端な場合を除き、定款で「ある種の社員については表決権を 2 票とする」といった定めが可能となります。(法 14 の 7④)

なお、税制優遇措置を有する認定NPO法人については、各社員の表決権が平等であることが認定基準となっていることに留意が必要です。(法 45①三ロ)

(問 24) 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。

(答) それぞれの理事は、対外的には法人を代表しますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます(法 16)。

その場合、NPO 法人の代表者の職名は必ずしも「理事長」である必要はなく、「代表理事」など他の名称を用いることも可能です。いずれの名前を用いる場合でも、その者に団体を代表する権限を与え、他の理事の権限を制限する場合には、定款にその旨を明記することが必要です。また、登記においても、代表者だけを登記することとなります。

(問 25) 「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。

(答) NPO 法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第 2 条第 2 項第 4 号における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法にいう「理事」のほかに、法第 17 条の 3 の「仮理事」、法第 31 条の 5 の「清算人」、民事保全法(平成元年法律第 91 号)第 56 条の「その職務を代行する者」も含まれます。

また、法人が定款において代表権の制限を行って理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります(問 7 参照)。

(問 26) 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

(答) 組合等登記令においては、理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。

(問 27) 代表権のない理事が、法人の名で行った行為については、法人は責任を負う必要があるのですか。

(答) すべての理事は、それぞれ法人を代表する権限を有しており、平成 23 年に法改正されるまでは、その権限を定款で制限しても、その制限は、代表権の制限を知らなかった第三者には対抗できませんでした。

しかし、同改正法において組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）の一部改正を行い、「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」を登記すべき事項と定めた（附則 2）ことにより、第三者に主張できることとなりました。

したがって、ある理事が代表権の制限に反した行為をした場合には、法人は原則として、その責任を負う必要はありません。

(問 28) 役員を変更する場合どのような手続が必要ですか。

(答) 役員は、氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合などは、所轄庁に届出をする義務がありますが、ここで、役員の変更としては、次のような場合が考えられます。

- ① 再任
- ② 任期満了
- ③ 死亡
- ④ 辞任
- ⑤ 解任
- ⑥ 氏名、住所又は居所の変更（「人」としての同一性が保たれている場合。新任は⑦のためここには含まれない。）
- ⑦ 新任

このうち、①の再任、⑤の解任及び⑦の新任については、総会における議決など定款に定められた手続に従って決定される必要がありますが、それ以外の変更については、総会での決議などは必要ありません。

これらの「変更」があった場合は、NPO 法人はその旨を所轄庁に届け出ることになります。また、これらの場合のうち、⑦の新任の場合には、その届出書に、就任承諾及び誓約書（法 10①二ロ）、住所又は居所を証する書面として条例で定める書面（法 10①二ハ）を添付することが必要です（法 23）。

なお、代表権を有する理事の氏名、住所、資格は登記事項ですので、これらに変更があった場合は、変更の登記をしなくてはなりません（組等令 3）。

(問 29) 特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。

(答) 法人と理事個人との利益相反行為については、当該理事は代表権を有さないため、所轄庁は、利害関係人の請求又は職権により特別代理人を選任することになります。

定款で定められている任期が終了し、後任の役員が選任されていない場合、民法第 654 条の規定により、急迫な事情があるときや、後任の役員が選任されるまでの間、前任者は必要な職務を行わなければならないため、仮理事の選任は必ずしも必要ではありません。

しかし、前任者が何らかの原因により職務を継続できない事情が生じて、法人に損害が発生することが避けられないような場合等、所轄庁は利害関係人の請求又は職権により仮理事を選任することになります。

(問 30) 法第 16 条の規定により定款をもって理事長以外の理事の代表権の制限をし、登記にもそれを反映させていても、定款の規定に「理事長に事故あるとき又は欠けたときは副理事長がその職務を代行する」という規定を設けていれば、代表理事の利益相反案件に関する代表権者として副理事長等が契約等を締結することは可能ですか。

(答) 法人の定款において、「理事長に事故あるとき又は欠けたとき～」という規定を設けていれば、「理事長の欠けたとき」には、理事長が存在しなくなったときだけではなく、存在はするものの事実上又は法律上の原因から職務活動をすることができない場合も含まれますので、そうした場合には、副理事長が契約を締結することは可能と考えます。

しかし、契約の相手側から見た場合には、契約時において、契約する法人の代表権者となる副理事長に実際の代表権があるか否かが必ずしも明確ではないため、副理事長の代表権を明確に証するための何らかの手続き(特別代理人の選任を含む)を要求される可能性はあります。

(問 31) 法人の理事長が所有する不動産を法人が賃借する場合、この賃貸借契約を法人の代表として当該理事長が締結する場合は利益相反行為に当たりますか。

(答) 質問のケースについては、利益相反行為になります。

代表権を理事長のみが有する場合、法人は所轄庁に特別代理人の選任の申立てをする必要があり、その選任された特別代理人が法人を代表して賃貸借契約を締結することとなります。

また、理事長以外に代表権を有する理事が存在する場合には、当該理事が法人を代表して契約を締結することとなります。

(問 32) 理事長などの特別職にある者が、事務局の職員を兼務し、職員としての労働の対価を受け取った場合、その対価は役員報酬とみなされるのでしょうか。

(答) 法第 2 条第 2 項第 1 号ロにおいて、役員のうち報酬を受けるものの数は役員総数の 3 分の 1 以下であることが求められています。ここでいう「報酬」とは、「役員としての報酬」であり、役員が同時に職員としての身分をも有する場合には、当該職員としての職務執行の対価としての給与は、これに当たらないと考えられます。なお、監事については、法第 19 条により職員との兼務は認められません。

(問 33) NPO 法人が株式会社の株主となることは、法第 2 条の営利を目的としないものという規定に反する行為に当たりますか。

(答) NPO 法人が、株主への配当を前提とする株式の発行により出資を受け入れる主体となることは、法第 2 条の非営利要件に違反するものですが、NPO 法人としての活動資金を得るために資産運用する場合の手段については、特段禁じられていません。

したがって、質問のケースにおいて、法第 2 条違反を問われることはないものと考えます。

ただし、法第 3 条第 1 項において、特定の者の利益を目的とした事業は禁じられていることから、事業の一環としての出資に当たるような場合は、原則認められないものと考えます。

(問 34) 「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。

(答) 法第 5 条第 1 項において、その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行うことができると規定されています。それゆえ、必ずしもその他の事業の開始の初年度から黒字が見込めるとは限りませんが、2 事業年度継続して多額の赤字が生じるような場合は、所轄庁による報告徴収・立入検査の対象となる可能性があります。

(問 35) その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。

(答) 法第5条第1項で、その他の事業において利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないと規定されていることから、その利益は特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければなりません。

(問 36) 区分経理を行わなければならないのはどのような場合ですか。

(答) NPO法人は、一定の要件のもとで特定非営利活動に係る事業(本来事業)以外の事業(その他の事業)を行うことが認められています(法5①)が、その他の事業を行う場合には、その他の事業に関する会計を本来事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません(法5②)。

これは、①その他の事業によって得られた収益が本来事業に充てられたこと、また、②その他の事業が本来事業に支障がないこと、という法律上のその他の事業についての要件を確認できるように定められたものです。

ただし、計算書類等を別業表示するのではなく、活動計算書(予算書)において別欄表示することとします。また、その他の事業に固有の資産(在庫品としてのたな卸資産等)で重要なものがある場合や、按分を要する本来事業とその他の事業に共通な資産で重要性が高いと判断される資産については、計算書類の注記にその内訳を記載します。

(問 37) 計算書類に「基金」を計上する場合、どのような勘定科目として取り扱えばよいですか。

(答) 質問のケースの「基金」が、仮に奨学金事業を行う際の奨学資金としての位置付けのものとした場合、貸借対照表における「〇〇特定資産」に該当するものであると考えられます。活動計算書には、その受入の性質にもよりますが、「受取寄附金」の細目として計上することが考えられます。

(問 38) NPO法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

(答) NPO法人が設立された直後で、事業報告書等が作成されるまでの間には、次の書類を利害関係人に対して閲覧させることとなります(法28③)。

- ① 設立当初及び翌事業年度の事業計画書
- ② 設立当初及び翌事業年度の活動予算書
- ③ 設立当初の財産目録
- ④ 役員名簿
- ⑤ 定款
- ⑥ 認証に関する書類の写し
- ⑦ 登記に関する書類の写し

(問 39) 事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。

(答) 事業計画書及び活動予算書については、法人の設立申請時及び定款変更時に所轄庁へ提出する必要がありますが、毎年所轄庁に提出したり、閲覧させたりする義務はありません。しかし、NPO法人自身が当該事業年度の正味財産の増減原因等を事前に把握し、適切に法人運営を行うに当たって実務上有用な書類であるといえるため、経常的に作成することを妨げるものではありません。

(問 40) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。

(答) 事業報告書、活動計算書及び貸借対照表は、設立後最初の決算が行われるまでは作成されませんので、備え置く必要はありません。
しかし、財産目録については、設立の時に作成して備え置くことが義務付けられています(法14)。

(問 41) 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。

(答) 法第28条第3項の規定に基づき、その時点において「事業報告書等」「役員名簿」「定款等」として有効なもの、すなわち最新のものを閲覧させることとなります。
※「事業報告書等」については、法で定められた、法人の事務所での備置期間に該当するものが対象です。

(問 42) 閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。

(答) 法第28条第1項、第2項の規定により、すべての事務所において事業報告書等の備置きが義務付けられたことから、閲覧の請求があった場合には、法第28条第3項の規定によりすべての事務所での閲覧の義務が発生するものと考えられます。

(問 43) 法人の事務所での閲覧できる書類と、所轄庁での閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。

(答) NPO法人の事務所での閲覧できる書類と所轄庁での閲覧、謄写できる書類は、基本的には同じです。
ただし、所轄庁での閲覧、謄写できる書類は、所轄庁が「NPO法人から提出を受けた」事業報告書等、役員名簿(法30)ですので、これらの書類が作成後所轄庁へ提出されるまでの間については、事務所でのみ閲覧が可能になります。
なお、所轄庁に対する閲覧、謄写請求の場合は誰でも閲覧、謄写が可能ですが、法人が事務所において閲覧をさせる義務を有するのは、社員、その他の利害関係人に限られます。

(問 44) 貸借対照表の公告について、どの程度の期間、公告が必要ですか。

(答) 官報掲載、日刊新聞紙掲載の場合は、1度掲載することで公告となりますが、電子公告を選択する場合は、約5年間、継続して公告^(註)する必要があります。
(注) 貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間。
例えば、4月～3月を事業年度とする法人が、平成30年度の貸借対照表を令和元年6月1日に作成した場合、令和7年3月31日まで継続して公告する必要があります。

(問 45) 貸借対照表の公告方法について、定款ではどの程度まで具体的に定める必要がありますか。

(答) 定款を見た市民や利害関係者が当該法人の貸借対照表がどのような手段により、どのような媒体において公告されているかが明らかになる程度に明確に定めていただく必要があります。
具体的には、①官報に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「官報に掲載」と記載してください。
②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「〇〇県において発行する〇〇新聞」など具体的に記載してください。
③電子公告の方法を選択する場合は、例えば、「当法人のホームページ」、「内閣府NPO法人ポータルサイト」など具体的に記載してください。他

方、URLまで定款に記載する必要はありません。④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置を選択する場合は、例えば、「当法人の主たる事務所の掲示板に掲示」など具体的に記載してください。

(問46) 貸借対照表の公告方法について、定款では①～④のうち、複数の手段を定めることはできますか。

(答) 「①と②による方法とする」といったように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、「①又は②による方法とする」といったように公告方法を選択的に定めることは相応しくありません。これは、定款を見た者がどちらの方法で公告されているかが明らかではないためです。

(問47) 電子公告の方法として、LINEを使用する方法は含まれますか。

(答) SNSをはじめインターネットを利用して情報を発信できるサービスが近年増えていますが、提供されるサービスの内容や利用規約等はそれぞれ異なっています。電子公告にあたっては、個々のサービスごとにその内容等を踏まえて電子公告の掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。例えば、あるNPO法人がLINEのトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するために登録行為をしなければなりません。これは、「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんが、LINEは電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

(問48) 貸借対照表の公告の方法のうち、電子公告（法第28条の2第1項第3号、法規第3条の2第1項）とはどのようなものですか。

(答) 電子公告の方法として内閣府令で定める「インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの」（法規第3条の2第1項）とは、要するにインターネット上のウェブサイト上に公告事項を掲載することをいいます。当該ウェブサイトは、NPO法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該NPO法人が直接掲載するものや第三者に委託し掲載するものであっても構いません。

掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」（法第28条の2第1項第3号）ことが必要ですので、判断に当たっては、例えば、無料で、かつ、事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるのか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などを踏まえる必要があります。

(問49) NPO法人の貸借対照表については、事業報告書等提出時に諸書類とともに所轄庁に提出され、事業報告書等を所轄庁のホームページに掲載しています。このホームページへの掲載完了、もしくは所轄庁から内閣府ポータルサイトへの掲載完了をもって電子公告を実施したとすることは可能ですか。

(答) 貸借対照表の公告の主体はNPO法人となっていますので、電子公告の掲載場所として所轄庁のホームページを選択する際、NPO法人自らが貸借対照表の内容を入力することをもって電子公告を実施したとするのが基本であると考えられます。

(問50) 貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを別の方法とすることを定款に記載できますか。

(答) 法第11条第1項第14号では、定款において公告方法を記載しなければいけないと規定されていますので、貸借対照表の公告も含めて法人としての公告方法を定款に記載していただく必要があります。その

際、例えば、「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」といったように貸借対照表の公告方法のみを別途規定することは可能です。

(問 51) 法第 28 条の 2 第 1 項第 4 号を選択した場合、「主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示」とはどのような場所が該当しますか。また、マンションの一室や役員の自宅の一室を NPO 法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいですか。

(答) 第 4 号には「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態」とあるので、利害関係者のみならず広く市民が当該法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。したがって、例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示することが相応しいと考えられます。

ただし、そのマンションや民家の構造、アクセス容易性などを踏まえて判断されるものです。

(問 52) 貸借対照表の「要旨」とはどのようなものを指すのですか。

(答) 掲載金額の単位を例えば、「千円」とすることがあります（一般法人法同様：規則第 50 条第 2 項）。掲載科目の範囲については、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的事情に応じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告してください。

(問 53) 自主解散をしたいのですが、役員や社員が集まらず、解散に関する理事会及び総会の開催が困難である法人は、どのようにすれば解散することができますか。

(答) 非社員である者(役員)は存在するが、社員が一人も存在しない状況である場合、社員の欠亡を理由として解散をすることができます。この場合において、法務局で解散登記をする際は、社員の欠亡を証明する書類(全社員の退会届等)が必要となります。

また、目的とする特定非営利活動に係る成功の不能を理由として、所轄庁にて当該事由について認定された場合は、解散をすることができます。この場合、成功の不能を証明する書類を所轄庁に提出する必要があります。

なお、所轄庁の認定後、法務局において解散登記を行う際には、成功の不能を証明する書面及び所轄庁の認定書が必要となります。

逆に、社員は存在するが、役員が一人も存在しない状況である場合は、定款に基づく社員総会の開催(役員を選任)や解散登記等も出来ない状況であり、これによって、法人運営が停滞することはもとより取引をする相手方にも損害を生じさせる恐れもあることから、法第 17 条の 3 に基づき、まずは所轄庁に仮理事を選任してもらい、社員総会を招集し、新たな役員を選任した上で、解散議決を得ることが考えられます。

(問 54) 合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。

(答) 新設合併に際して、所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

- ① 合併認証申請書
- ② 社員総会の議事録の謄本
- ③ 定款
- ④ 役員名簿(役員の名氏及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
- ⑤ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面

- ⑦ 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- ⑧ 宗教活動・政治活動の制限等（法第 2 条第 2 項第 2 号）及び暴力団の統制下でないこと等（法第 12 条第 1 項第 3 号）に該当する旨の確認書
- ⑨ 合併趣旨書
- ⑩ 合併の初年（度）及び翌年（度）の事業計画書
- ⑪ 合併の初年（度）及び翌年（度）の活動予算書

（問 55）法第 35 条第 1 項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるものですか。

（答） 貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する NPO 法人（合併によって NPO 法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各 NPO 法人）が作成することが必要です。これは、債権者の保護のためには、合併前の各法人の資産の状況を明確にしておくことが必要だからです。

また、作成された貸借対照表及び財産目録については、合併するそれぞれの法人の事務所に備え置くこととなります。

（問 56）合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。

（答） 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 87 号）が平成 17 年 2 月 1 日から施行され、これまで官報か時事に関する日刊新聞紙に限定されていた公告方法に加え、インターネットを利用して公告を行うことが可能となりました。このため、電子公告の方法をもって公告を行う旨を定款に定めておけば、インターネットのみによる公告も認められます。

なお、公告方法が電子公告である場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法（官報または日刊新聞紙のいずれか）を定款に定めることができます（会社法第 939③）。

（問 57）合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。

（答） 組合等登記令第 8 条の規定により、合併の認可その他合併に必要な手続きが終了した日から主たる事務所の所在地において 2 週間以内に以下の登記を行うこととなります。

1. 合併により消滅した法人については、主たる事務所の所在地で解散の登記
2. 合併後存続する法人については、主たる事務所の所在地で変更の登記
3. 合併により設立する法人については、主たる事務所の所在地で設立の登記

また、登記を行わなかった場合には、法第 39 条第 2 項において準用する法第 13 条第 3 項の規定により、所轄庁から設立の認証を取り消される場合があります。

第3章 改正内容（令和2年改正）

（問58）令和2年の法改正はどのようなものですか。

（答） 令和2年の法改正は、平成28年改正法附則第16条の検討規定に基づき、NPO法人の設立及び運営に当たって必要な手続等について検討が行われ、改正されたものです。

改正内容は、次のとおりです。

- ① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等（1カ月間→2週間）〔法第10条関係〕
- ② 住所等の公表等の対象からの除外
〔法第10条第2項、第30条、第45条第1項第5号及び法第52条第5項関係〕
- ③ NPO法人（認定・特例認定）の提出書類の削減〔法第55条第1項関係〕
- ④ NPO法に基づく事務又は業務のデジタル化に関する規定〔法附則第8条関係〕

（問59）令和2年の改正法はいつから施行され、いつから適用されますか。

（答） 令和2年改正法は、令和3年6月9日から施行されました。

また、改正法の主な経過措置は、次のとおりです。

- ① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等の規定は、令和3年6月9日以後に認証の申請があった場合について適用されます。（令和2年改正法附則2）
- ② NPO法人（認定・特例認定）の提出書類の削減の規定は、令和3年6月9日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用されます。（令和2年改正法附則3）

（問60）定款の変更や、合併の申請の際の縦覧期間も短縮されますか。

（答） 定款変更の申請（法第25⑤）、合併の認証の申請（法第34⑤）の場合の縦覧期間も同様に短縮されます。

第4章 認定について

（問61）認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。

（答） NPO法人のうち、一定の基準等に適合するものとして所轄庁の認定又は特例認定を受けた法人（以下「認定NPO法人等」という。）に対して支出した寄附について、次のような税制上の優遇措置が講じられています。

- ① 個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合は、次のいずれかの控除を選択適用できます。
 - イ その寄附に係る支出金を特定寄附金とみなして、寄附金控除（所得控除）の適用（措法41の18の2①）。
 - ロ その寄附に係る支出金について、認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）の適用（措法41の18の2②）
- ② 法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する

寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられています。

認定NPO法人等に対する上記の寄附金の額については、特定公益増進法人に対する一定の寄附の金額と合わせて、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額（以下「特別損金算入限度額」という。）の範囲内で損金算入が認められます。

なお、これらの合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法37④、措法66の11の2②）。

- ③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は対象とならない。）に対し、その認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担を不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70①⑩）。
- ④ 認定NPO法人（特例認定NPO法人は対象とならない。）の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するものために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに（みなし寄附金）、寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までとなります（法人法37⑤、法令73①、法規22の5、措法66の11の2①）。
- ⑤ 個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金を組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法40）。

(問 62) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。

(答) 認定又は特例認定（以下「認定等」という。）の手続が円滑に進められるよう申請に関する事前相談等を行っています。

事前相談は、認定等の申請を行う皆様と各所轄庁の双方が、認定基準等についての理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、認定等の申請を行う皆様にとっては、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、申請後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的にご活用していただきますようお願いいたします。

なお、事前相談は、原則として予約制となっておりますので、相談を希望される方は、事前に和歌山県県民生活課にお電話にて相談の日時等を予約してください。

(問 63) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。

(答) 認定又は特例認定を受けるためには、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることが基準とされています（法45①八、59①一）。

したがって、設立の日から1年を超える期間が経過していれば、認定又は特例認定の申請をすることができます。

例えば、事業年度の期間が1年である法人について、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期が終了し、設立後の第1期及び第2期の事業年度報告書等を作成し、所轄庁に提出していれば、設立の日以後1年を超える期間が経過していること

になりますので、認定又は特例認定の申請をすることができます。

(問 64) 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。

(答) 特例認定は、申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない NPO 法人であることが基準の1つとなっています(法 59①二)。

第5章 関連情報

(問 65) 所轄庁によっては役員名簿の変更の際に住民票の写しを添付するよう求められることがあります。個人番号(マイナンバー) 入りの住民票の写しを提出した場合、個人番号は公開されますか。

(答) 個人番号と法人番号では扱いが異なります。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)」の第9条、第19条、別表1及び2において利用範囲が規定されており、その中に NPO 法は含まれておりません。また、同第15条において法律に規定する場合を除き、「他人に対し、個人番号の提供を求めてはならない」と提供の求めの制限に関して規定されています。そのため NPO 法上の手続きでは個人番号の提供を求められることはありません。

また、NPO 法人ポータルサイトにおいては NPO 法人の代表者氏名が記載される欄がありますが、その代表者の個人番号を掲載することはありません。

(問 66) 社会保障・税番号制度に関する問い合わせ先はどこですか。

(答) 社会保障・税番号制度についての詳細は、以下のそれぞれのホームページをご覧ください。

- 【制度全般について】 内閣官房 社会保障・税番号制度についてのページ
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/> (内閣官房ホームページ)
- 【法人番号について】 国税庁 法人番号のページ
<https://www.houjin-bangou/nta.go.jp/> (国税庁ホームページ)
- 【個人番号について】 政府広報 マイナンバーについてのページ
<https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/index.html> (内閣府大臣官房政府広報室ホームページ)